



平成26年5月8日

各位

会社名 西部電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮川 一 巳
(コード番号：1937 東証一部、福証)
問合せ先 取締役総務部長 須川 誠 司
(TEL 092-418-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成26年6月20日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定にもとづき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設は、監査役全員の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第27条～第32条 (省略)	第28条～第33条 (現行どおり)
(新設)	(社外監査役の責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第33条～第36条 (省略)	第35条～第38条 (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月20日 (金)

定款変更の効力発生日 平成26年6月20日 (金)

以上